

1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(4-19)、濃縮施設(遠心機)(19))」
2. 日時:令和3年4月20日(火) 13時30分~15時00分
3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部  
核燃料施設審査部門  
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)  
大橋管理官補佐、河本安全審査官、河原崎安全審査専門職  
専門検査部門 早川上席原子力専門検査官  
日本原燃(株)  
ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他6名  
東京電力ホールディングス(株) 原子燃料サイクル部 サイクル技術グループ  
担当  
関西電力(株) 原子燃料サイクル室 サイクル事業グループリーダー 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料  
「ウラン濃縮加工施設の技術基準適合性の補足説明における基本ロジック」

#### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)  
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000125.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html)  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000128.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html)
- ・ 令和3年4月15日  
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。ただいまから、日本原燃濃縮施設の設工認申請に係るヒアリングを始めます。
0:00:10	最初に弔慰事項についてお伝えします。
0:00:14	ヒアリングでは不開示情報発現しないようにしてください。
0:00:18	発話してしまった場合、その場でその旨を指摘するようにしてください。
0:00:24	発言の際は、初めに所属氏名を述べてから発言をしてください。
0:00:29	また発言しないとすれば、マイク等見劣りするようお願いします。
0:00:34	それでは本日の議題ですが、本日は、
0:00:40	資料の
0:00:43	濃縮個別の 8 番 9 番 10 番 13 番 14 番 20 番、23 番、24 番。
0:00:51	はにつきまして基づき説明されるということですね、ことですがよろしいでしょうか。
0:01:00	日本原燃の渚野です。今ご紹介いただいた通りの資料でよろしいです。はい。それではまず、出席者を御説明性だ上で資料について説明のほうをお願いいたします。
0:01:13	日本原燃の渚野です。本日の出席者ですが私フチノ、それから八木橋サカモトaシバタワカバヤシ、カロウジaカタノデマチ以上で本日は対応させていただきます。
0:01:30	それでは早速ですが本日はまず前回までの宿題事項をまとめ事項になっている事項になってます。許可基準ですとか技術基準、それから、分割している各申請書にどこに該当するか、頭の整理、
0:01:48	を行った資料の 13 番、ネオス個別の 13、0920 この三つの資料についてまず御説明させていただきます。
0:02:05	説明をお願いします。
0:02:08	日本原燃柴田です。それでは
0:02:11	資料のほうの説明に入らせていただきます。まずは濃縮個別 13、加工施設の閉じ込めの機能に関わる補足説明資料のほうの説明をさせていただきます。
0:02:24	まずは通すページで 10、
0:02:29	5 ページのフローをご覧ください。
0:02:33	こちらで前
0:02:35	今回AM説明させていただき閉じ込めと共同放管の補足説明資料ですけれども、前回 05-1 で説明させていただいた規則と許可線源事故技術基準規則、それぞれの関係性からドア当てはまってくるのかと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	いう説明をした中でのコメントの対応のものでこの今ご覧いただける 15 ページの表の左側ですね、これがNS展開 05-1 で示させていただいた四つの分類となっております。
0:03:08	当日の説明においてはこの 4 パターンのほかにも明確にしていくべきで協議していくべき事項というものがあよというコメントをいただいております。それについては前者との絡みもあるけれども、濃縮として個別で説明される。
0:03:25	進めていけるところは、進めていただくということで今回配当線のほうを用意させていただきました。
0:03:32	ですね、表現すべき事項というものの中には、前回おっしゃっていただきましたけれども、
0:03:39	ほかで、
0:03:41	御説明済み評価済みである事項、
0:03:45	あとは鎮静申請後、5 分割して申請しておりますので、申請分割の分解点検ですね、それによって同じ設備でも技術基準への適合を説明する部分としない部分もあるというのが出てきてその違いもある。
0:04:02	または今回は第 4 回申請になっておりますので、前回申請までで説明済みである事故、
0:04:09	あとは誤解し政令説明する事故。
0:04:12	それぞれいろんなパターンがあって、それらを協議していくべき時
0:04:17	協議していくべきであると。
0:04:19	いうふうに思っております。
0:04:21	これらを網羅的にですね、説明していくためにはちょっとまずは分割申請とかを考えたときにですね、全体で、まずは何を説明するのか。
0:04:30	それを示した上で、じゃそれがどうなっているのかというのを今後整理してお伝えしていく必要があると思っております。
0:04:39	具体的にですけれども、資料の前のほうに戻っていただいて、通しページで 3 ページのほうをご覧ください。
0:04:51	3 ページの中腹辺りに○説明内容流行とっております。この説明内容としたエコーで説明している内容というのは、分割申請とかをまずは置いといて、第 1 回がたい御回答。
0:05:07	その中で全体で説明していく事項というのは何なのかというものをすべて書き出してあります。
0:05:16	それに対して 10 ページの 4 ページに入りまして、説明すべき事項が第 4 回申請し、遠心機の更新に関わる申請それぞれでどの範囲を説明していくのかと。
0:05:31	ものを書き出してあります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	その他に許可で説明済み。
0:05:37	この事故はあるか、または第 3 回申請までもうすでに申請して認可済みであるという事項があるか。
0:05:44	または次回で説明していく事項があるかというのをそれぞれの項目コードに書き出した資料になっております。
0:05:55	具体的に第 4 回申請の適合説明書がどうなっていくのかというのは、18 ページ以降、
0:06:04	示させていただいております、
0:06:13	今回 18 ページの中腹の(1)。
0:06:19	ですね。
0:06:20	ここで
0:06:23	原審物品売り払い提携第 4 回申請で申請する設備の
0:06:30	材料を使用する材料の強度だったり、そういう強度の確認だったり提示公開ますで、今回第 4 回申請では耐気圧以下でUF6 を取り扱う機器の申請しかございませんので、それに関わる設計の思想というものを追加で記載しております。
0:06:48	本日は耐気圧以上でUF6 を取り扱うものもありますが、今回の申請には直接関係ないので、備考のほうにその旨は示させていただいた上で、第 4 回申請書のほうからは記載を省略していくと。
0:07:04	形になっております。
0:07:06	別個に、その下の(2)では 18 条の適合についても結構市についてはふれるというふうに考えを改めさせていただいておりますので、設置するインターロック設置、それがどういうものもあるのかという概要がわかるようなものの文章として落とす。
0:07:24	その実際のインターロック設置するインターロック合金詳細とかについては、それぞれの説明書で詳細を説明させていただく形として、
0:07:38	新規の申請側も同じで今回 4 回申請の申請書と同じような形で必要な補足の情報等あれば追加していく形にしたいと思います。
0:07:51	閉じ込めの
0:07:53	欠陥補足説明資料についての説明は以上となります。
0:08:02	はい。今の説明に対して規制庁から質問ありますでしょうか。
0:08:10	排気特徴河原崎ですけれども、よろしいですか。
0:08:14	ちょっとさっきに記号の意味がちょっとわからないところがあったので、ちょっと解説いただきたいんですけど、通しの 15 ページの表 5 のところですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:27	認可から変更はありと変更なしでそれぞれ丸や参画或いはその括弧の丸とかいろいろ表現されてますけれども、
0:08:37	この意味っていうのは、かしらに書かれているんでしょうか。
0:08:46	日本原燃柴田です。この記号の意味はですね、設備リストに当該機器が何条にどのような対応関係を持っているかと。
0:08:57	いうものを示す場合において、単純に回る参画だけでは表現し切れないというものがあって、それぞれのパターンに起きた近傍をつけていこうと。
0:09:10	例えばイノマタ例示的なものになります。
0:09:14	ただ、昨日全社共通で6とかの中で説明もしていますけれども、この中でも記号が出てきておりませんので、今後電車と統一等を図っていきながらこの記号については、
0:09:30	決めていきますけれども、分類した結果ですね、その違いに応じて何かしら記号海底設備リストでわかるようにしようという考えは前者と同じだと思うんです。
0:09:44	規制庁川崎です。前者の考え方をあわせて進められるというのはその通りなんだろうとは思いつつですね、あとこの資料等の示し方として、単純にその
0:09:56	これだけをポンと出されたときに、説明が全くなかったのでもちょっと見比べてしまったんですが、具体的にその括弧の書き方を変えている箇所については、
0:10:08	例えばその2行目の条文上のところの丸の確保等、
0:10:15	下から2行目のところの
0:10:17	二重括弧のようなものを丸と例えばどういう書き分けでしょうか。
0:10:25	日本原燃柴田です。前回閉じ込めで説明させていただいたのでちょっと今回も閉じ込めを例にして今の質問に対して回答したいと思います。
0:10:36	上から二つ目の確保もあるとしているものですね、これは取り込みで言えば、直接10条の要求事項がないの。
0:10:47	だけど閉じ込めの説明書で閉じ込め機能に関連するものと技術基準規則条文に関連づけて説明を受ける1日、これについては、直接は関係ないのでもあるというのはやり過ぎだろうということで記号を分けて括弧もある。
0:11:06	いうふうにしたいと思います。
0:11:08	それに対して下から二つ目の28個の丸のものです。
0:11:16	こちらは技術基準規則に関連してないと。
0:11:19	関連付けないで許可基準規則
0:11:24	設計に対する説明をするもの。
0:11:26	そしてまたこれも記号を分けて、
0:11:29	だもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:31	ただ、その括弧丸と二重化困るっていうのも、
0:11:35	規則条文だけを見ると同じようなものになるけれども、関連付けるの関連づけがないのかということだけで
0:11:43	記号の記載を分けているといったものになります。
0:11:53	今日かわらせて
0:11:56	どうぞ。
0:11:58	ちょっと他の機器号機についても具体的な説明というのはあるのでしょうか、それともそれはどっかで聞いているっていう話でしょうか。
0:12:10	余計にシバタですけと具体的な記号の説明というのとは今回はご心配を決めさせてはいただいておりません。ただ今後ですね電車等の調整を図った上で、設備リスト自体をですね。
0:12:25	今後暮らしていく予定としております。その設備リストを提出する際に、この記号それぞれの説明だったり、その機器がどう当てはまっという考えで当てはめていくのかといった説明も加えて、資料のほうは提示させていただきたいと考えております。
0:12:44	規制庁川崎福岡県北のこの資料だけで説明が終わらないということで理解したんで、ちょっとこの
0:12:54	この表自体についてはまだ今日確認できたとはならないと考えるので、ちょっとその上でいくつか
0:13:05	そういったところをちょっと期待したいんですけどもこの表以外のところで、
0:13:13	これよりも前のページであわせて追記いただいているところなんですけど、
0:13:19	kJという最初のほうの3ページ以降のところですけども、
0:13:25	ここで
0:13:27	全体の申請事項と、あと今回の分割において何を申請するかというのを整理されたというのは理解。
0:13:35	できたんですけども、ちょっとその上で、
0:13:38	ちょっと913のちょっと留意していただきたいのが、この変更が
0:13:45	基本設計方針の
0:13:47	変更を伴うものなのか、或いはこの基本設計方針については明確化するものなのか。
0:13:54	或いは今回は基本設計方針は変わらなくて、
0:13:58	詳細設計として、第4回申請の中で出てくるのかとかそういったもので、多分申請範囲として、基本設計方針の変更。
0:14:09	も含むものなのかっていうのがポイントになってくるかと思いませんか。
0:14:14	例えばこの閉じ込めに関して言うと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	基本設計方針の変更に伴う変更というのはあるのでしょうか。
0:14:26	日本原燃柴田です。3 ページの中で言えば、なんですね、それぞれ閉じ込めカバー
0:14:37	大気圧以上取り扱うものの漏えい拡大防止例を追加で設置する公営防護カバーだったり、
0:14:46	地方配管等につけるカバーまたはシートだったりって、そういうものが基本設計方針の変更として挙げられるものになる。
0:14:55	今回ですねその基本設計方針の変更、前後表の右側にですね、今回こういうような
0:15:02	今回申請ではここまでで切羽って情報をその表の右側に交代していくって、こういう形でも資料の提示を考えたんですけども、ちょっと
0:15:13	今日の大きさがたり整理がちょっと見づらいついて、ちょっとというものがあつて今回はちょっと文章ですべて書き出してしまつて逆にそこがわかりづらつたという。
0:15:25	と思います。そこはちょっともう収益計画。
0:15:28	ただ、第 4 回市政東榮信金
0:15:33	円貨AC系の更新について、この範囲については、その基本設計方針が変更はあるのかなのかといったものについては、この資料の中で、一応させていただいてるというのものに
0:15:46	です。
0:15:49	規制庁川崎です。ありがとうございます。
0:15:53	ちょっと今資料長は文章で書かれてるところで、別途ですね基本設計方針の前後表を作る中で、おそらくその明確化する部分と、あと今回、内容として方針、基本設計方針が変更される部分が、
0:16:10	あつて、特にその公社の内容として基本設計方針が、
0:16:15	第 4 回申請において変更される部分に関してはですね、
0:16:20	多分こういった資料の中でも肝設計方針も含めて、
0:16:25	施工されるというのがわかるとなお、わかりやすくつよいのかなと思つました。
0:16:32	あともう 1 点なんですけど、
0:16:35	先ほどその許可で評価を確認しているというところで御説明いただいたんですけども。
0:16:41	ちょっと違つたパターンとしては例えば揺れVIの回収土地とか、例えばその外部事象のときに出てくるかと思うんですけど、こういった措置で対応する、要するに設計に具体には跳ねてこないような事項もこういった
0:16:58	資料として記載いただけるのでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:02	日本原燃柴田です。今形で整理している資料としてほかに今おっしゃっていた外部衝撃に関するもの。
0:17:12	この形で今整理をしております、まさに運用のことが多々出てきますと、マター自然現象の場合は、さらにやっぱり複雑で許可で外部火災の評価が終わっているものとか、竜巻の影響評価をするときに使う設計竜巻風速だったりとか、
0:17:31	そういうものの設定が終わっているとかっていう前提条件がまたあるといったものなので、その外部衝撃
0:17:39	のものについてはさらにもうちょっと詳しく001している方も多くやつ、文章の中にきちんと説明を入れて区分ができるような形で資料の方は手自治体と今考えております。
0:17:56	庁川崎です。わかりました。それも含めて明確になるようになればと思います。
0:18:04	とりあえず以上です。
0:18:09	規制庁カワモトです。私からも系統気泡同じページについての質問、確認になります。まず右下15ページの先ほどの表、1開いていただきたいんですけども、これはコメントに近い形になります。
0:18:27	一応ですね表の下側に7月2日提出の濃縮個別05の一番の資料を経過を参照してくださいというような趣旨のコメントがあってそちらを見ればわかるといえばわかるんですけども。
0:18:44	先ほど川崎のほうから言った通りですね、この資料である程度わかるような形にするために、例えば①から④のパターンがここに書いてあるんですけども、前回の0ゴールー番だったらパターン1からパターン4というのはこういう趣旨ですよっていう言葉で書いてあって、
0:19:00	説明がわかるような感じになってましたと。で、それを見るのが、
0:19:07	できればですね、右側の各課ついているものを使い分けてるっていう趣旨もですね、これを例としてこういうふうにお聞きしていただけなんですっていう形で説明すればわかったかと思うんですがちょっと今の資料だとやっぱり説明が不足しているかと思しますので、
0:19:24	改めてこちらのほうは追記をお願いします。
0:19:28	はい。
0:19:30	原電シバタです。ご指摘ありがとうございますそのように記載のほう申請していきたいと思います。
0:19:38	はい、規制庁カワモトです。はい。続きまして、ページ主目戻っていただきまして3ページのところを開いてください。
0:19:49	右下3ページで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:52	はい。
0:19:55	えーとですね、
0:19:57	ここの最初の条文なんですがこの3、
0:20:02	ここは技術基準第10条第1号の説明になってますんで、第4ページのほうにも書いてある通り国会はですね、第4回申請も新型遠心機の方もええと、説明することは、
0:20:18	特にありませんっていうような主旨が書いてある、あるんですが、時狭第5回の申請に関係することなどでこれはちょっと修正を洞道指摘室とかなと思いますっていうのは-3ページのところですね、
0:20:35	1ポツ2ポツのところの表現なんです、えっとですね、1ポツのところできますというFVIUF6を内包する配管については高い圧力で供給することにより、逆流を防止すると。
0:20:51	言うた火薬圧力で供給するっていうあの運用面のようなことが書いてありますが、同じく2ポツ目のところが気体廃棄物を取り組ま使う系統として、負圧を維持することで逆流を防止する、これも何か運用で対応するような表現になるかと考えられます。
0:21:10	ただ一方で、
0:21:13	技術基準の第10条第1号っていうのは、ですね、少しお待ちください。実際には
0:21:25	と言葉は条文の語尾だけ申し上げますが、逆流する押せ恐れがない構造であることっていうのが求められております。ですので、今はちょっとソフト面で、運用面0へ対応するような表現になっているかと思うんですけども、そう解釈できる。
0:21:45	ですけども、構造面、ハード面ですね。しっかり対応できてますっていうようなことがわかるような表現にさせていただければと思います。これは最低こういう表現にしているかどうかっていうのが、もし何かの説明がありましたらお願いいたします。
0:22:06	日本原燃柴田です。
0:22:08	例えばUF6校内工する配管、この逆流防止の設計ですけども、
0:22:15	窒素配管だから、
0:22:17	機器配管のことを高い圧力で取り扱うというのは、これは設計のことになりました、高い圧力で供給しているので、低い側、低い側のものが高い側には流れていかないと、それが逆流防止になるという設計になっております。
0:22:34	液体廃棄物の負圧維持のものでですけども確かに文章のほうを読むと、運用に予地区に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:43	とらえることもできるかなと思います。実際にはですね、
0:22:49	ダクトのダンパーが最終の陸がなくなれば、その自然に閉じるという構造がありますのでそちらを書くというようなイメージでよろしいでしょうか。
0:23:02	はい。規制庁幹部です。今二つ例を行っていただきまして一つ目のほうはですね、高い圧力で供給することがする設計とするっていうようなちょっとこういう表現でいいかどうか検討いただければいいんですけど。
0:23:18	こういう設計としてるんだということで、構造の視点から見れますよということがわかるようにしていただければいいと思いますし、それと二つ目の例、具体的な設備経緯を挙げていただいて対応してるんですっていうことがわかればですね。それあの、
0:23:36	系統言葉あを見ればですね、構造で対応してるっていうのはわかるかと思いますが、今おっしゃったような趣旨ですね、修正いただければと思います。以上です。
0:23:50	日本原燃シバタです措置いたしました。そのように修正させていただきます。
0:24:06	はい、ちょっと進行変わります。河原崎ですが、他に規制庁側から何かありますか。
0:24:23	よろしければ別途検討し、
0:24:27	もしもしさっき聞こえますか。
0:24:31	日本原電ですけど等です。
0:24:34	はい。よろしければ次の資料に移っていただくようお願いします。
0:24:41	日本原燃シバタれそれでは続きまして、濃縮個別 09 強度に関わる補足説明資料のほうへ説明させていただきます。こちら先ほどの閉じ込めと同じ 0 全体を整理して示したのとなっておりまして、
0:24:57	特段説明としてはですね。閉じ込めの説明書で使用する材料が耐食性を有する
0:25:07	ものを使用すると。
0:25:08	やったことと、あとは
0:25:13	取り扱う圧力に応じた耐圧気密性の確認ということでタイアップ耐気圧以下で取り扱う機器ですので、あまりテスト等によって漏えいできるし、漏えいがないことを確認するといったことについては閉じ込めに関する説明書のほうで説明をしますと、
0:25:30	なので、この強度に関する説明書の中では、第 15 条の要求の中でも、強度評価、これに関わる内容を説明するといったものに位置付けておりまして報告で具体で文書として書き出したものになっています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:50	第 1 項から第 5 回申請率の中においては先ほどちょっと触れましたけれども、大気圧以上と対決以下それぞれで取り扱う基金があって、それぞれに、
0:26:02	この設計でマサ掲出を間違うと、
0:26:05	第 4 回申請の中では大気圧以下で営業力を取り扱う機器の申請しかございませんので、それに対するチェックリストのほうを述べさせていただいていると思っております。具体的に言いますと、
0:26:19	資料の
0:26:24	押すページで 12 ページ。
0:26:28	12 ページの右側の補足説明の欄で 3.11 外圧に対する強度設計ということで、地域の更新申請において申請する。
0:26:40	遠心分離機と使用配管、こちらは UF6 を大気圧以下で取り扱う機器であることから、開発に対する耐圧強度を確保する設計とすることを追加で記載を入れております。
0:26:56	ちょうどに関する補足説明資料のほうは、説明は以上になります。
0:27:05	はい。
0:27:06	規制庁川崎です。ただいまの資料に対して、規制庁側から何か確認あればお願いします。
0:27:14	規制庁カワモトです。
0:27:17	右下 8 ページを開いてください。
0:27:22	これは第 4 回申請のところの修正をいただいたところです。3 ポツの強度設計のところの説明についてですけどちょっと言葉じりをとるような感じにはなるんですが、こちらの説明っていうのは
0:27:37	ポンプについての説明があるんですが、これ、このポンプについては従来の確認しているポンプに比べて容積が小さく、肉厚の倍以上になるということで、当該やつに対し必要な
0:27:53	耐圧強度を有しているというようなを終わり方になってるんですが、実際にこのポンプについて共同計算、強度評価みたいなものはやっているんでしょうか。
0:28:10	日本原燃の坂本でございます。
0:28:12	そんポンプにつきましては外圧で耐気圧の 1 キロがかかるんポンプになります。これはサカモト真空ポンプというものを一般にの汎用一般作業で使っている。
0:28:29	真空ポンプを購入してくる方を選定して使用しているもので、その使用目的が
0:28:39	耐気圧と 1kmしかかかりませんので、しくポンプとしては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:48	地形ポンプとしては、目的は真空ポンプで耐気圧が 1kmしかありませんので、あえて、この真空の使うために作られたポンプに対して、
0:29:03	で十分な離隔等も有るので、それに対して特別な検査だったり確認だったりということころまでは
0:29:16	5 日です。
0:29:18	日本原燃、瀏野です。ええと、補足説明補足捕捉しますと、要は一般仕様で使える真空ポンプを買ってきて据えつけてるっていう行為だけですので、うちの濃縮工場で使う設計仕様に合致してるかっていう主要な確認はしますが、
0:29:37	改めて、日本原燃として、製品を買ってきたときに耐圧強度計算をするとか、そういった行為はやっておりません仕様が合ってるかという確認をしております。以上です。
0:29:51	規制庁カワモトです。趣旨を承知いたしました。それと今の表見五つの地震はですね、今の表現でいくと、その容積が小さく産まにこれは日活が倍となるということで、
0:30:07	一般的にはですね、特別な評価をしなくても、それは従来のものよりも強度があるだろうということは想定できるんですけども、例えばそのポンプの形状みたいなのが変わってますね、
0:30:24	すごい日調べたい板状のようなものになってしまうと開発に弱くなるとかということもあるのかなということで考えたんですけども、今おっしゃっていただいたように、一般的な四半期比それはそれである程度の評価をされているものだと思うんですけどもそれ。
0:30:44	購入してきていた使っているということで問題ないと考えているということで承知いたしました。これここについては以上です。
0:30:56	規制庁川崎ですけども、ちょっと今の点なんですけど。
0:31:00	少なくともですね補足説明資料長の機械がですね、いまだ何か比べて容積が小さくて倍以上の肉厚を確保しているっていうご説明をされているんですけど。
0:31:13	この既製品の使用が
0:31:18	使用条件の圧力とかのスペックを満たしていることを
0:31:24	先を変えていただければよくて、ここで何とか見込み額を比べてどうなんですかね。以上の肉厚だからなんだっていう話であると思うんだからまたその既認可で例えばそこで時にかで倍以上のっていったこと等をですね、いうことに
0:31:43	で、
0:31:44	なんて言うんですけど、結局これだと自分たちで何か評価をやってる考えるような記載になっているので、そこは今までの公認等多分同じように、単純にスペックが必要な強度を満たしている設計であるといったところ 5。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:01	述べていただくべきなのではないかなと思います。
0:32:05	以上です。
0:32:08	表現
0:32:09	はい。
0:32:10	宮銀シバタです。指摘の件、了解しましたようにスペックが合致しているというふうに記載よい直させていただきます。ありがとうございます。
0:32:29	ほか規制庁から確認ありますか。
0:32:47	はい、規制庁川崎です。ええわないようですので、この資料若干の記載修正があるという形ですが、はい。続いて、続きの資料に移っていただくようお願いします。
0:33:07	日本原燃シバタですそれでは続きまして、濃縮個別 20 放射線管理施設に係るほう補足説明資料のほうで説明に入りたいと思います。
0:33:20	3 ページのほうをご覧ください。
0:33:24	3 ページのbポツの後に青文字で示させておりましたが、これも同じで今回全体を整理して書き出しているものとなっておりますけれども、放射線管理についてもですね、
0:33:40	技術基準規則では要求はないですけども、許可基準規則に要求している従事者防護に関わる設計だったり、周辺監視区域、これに関わるような放射線の監視に関わる設計だったりという、
0:33:56	ものが技術基準の要求ではないですけども、やっぱり約束した事項であることから、あとは、許可基準規則に適合しているということを示すためにはこの説明書の中で説明スポーツにしていくといったものに考え方のほうを改めております。
0:34:14	その下からは、これまでの閉じ込め等の説明した内容と同じく、全体から当該申請で説明する範囲というものを淡々と書き出しております。
0:34:28	具体的に申請書の中身としましては、A系ページ以降、
0:34:33	示させておまして、今回新しくですね、記載のほうを拡充したものとしては、次回申請を行うJFセンサーが、
0:34:46	のことでですね、それをこれもちょっと記載のほう拡充しております。
0:34:50	または新たに設置する可搬式のHF検知、警報装置ですね、こちらのほうも少し記載のほう拡充して対応しております。
0:35:02	また備考のほうには今回変更なしということで適宜御説明の中では何も記載していないものプレゼン関わるもの、
0:35:11	それを機構のほうに記載をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:17	技術基準規則にはないですけども、許可基準規則の設計を示すといったものでモニタリングポストの設計ですけども、それは 10 ページの 4 ポツ動く外観利用の主要な設備と
0:35:32	いうものの中で記載のほうをさせていただいております。
0:35:36	モニタリングポストの設置に係る設計の説明については、これまでの補足説明資料で御説明させていただいたものと変更はありません。
0:35:49	この資料における今回の設置、説明は以上になります。
0:35:57	はい。それではただいまの説明に対して規制庁から確認あればお願いします。
0:36:04	規制庁カワモトです。最後にお話があったモニタリングポストのことについてちょっと確認がございます。当本資料は、放射線管理施設ということで、技術基準の経緯
0:36:19	19 条ですかね、値上げに該当するものの説明されているかと思うんですがちょっと質問の趣旨は、技術基準第 5 条の地盤のことについてでございます。今回の資料でいきますと、モニタリングポストでいきますと例えば通し番号、右下 13 ページ。
0:36:39	脳腫瘍が書いてあるところとかを見ながら、確認させていただこうかと思えますけど、まず設計のところをまず確認させていただきたいんですが、先ほどの説明があった通り、基本的にそうですね。
0:36:55	徳間これまでの資料と変わってないんですけど、このモニタリングポストはどういうふうに地盤につけてあるのか、ちょっと技術基準の第 5 条の観点でどのようにつけているのか確認したいと思いますので、簡単に説明をお願いいたします。
0:37:14	日本原燃の坂本でございます。モニタリングポストの地盤に関わる設計ですけども、このモニタリングポストは、局舎とあと、こちらにあります検出器NaIシンチレーション電離バック
0:37:29	こちらの測定器の二つ、それが局舎が基礎で建物としてやっていると隣の、このNaI東電に爆轟が基礎を打って隣に立っているという構成になっております。
0:37:44	局舎につきましては、建築人口に
0:37:49	すみません、ちょっと
0:37:51	V 層が入っていますので、その保証終わり次第、再度回答させていただき続きを回答させていただきます。
0:38:22	原電の坂本でございます。それでは再開させていただきます。先ほどの通り、モニタリングポストの局舎につきましては、建築基準法に基づいて、必要な

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:35	地盤の店やつ、あとベタ基礎相当つくっているのを施工して十分な支持圧を確保できるような設計にしていると、これは建築基準法に基づいてやっているということです。あと、こういったと検出器、
0:38:51	個別に基礎を打っていくようなものについてはどちらも実は大手砂利等をして必要な基礎コンクリート基礎を作成して
0:39:02	こちら直接建築基準法等ございます。建築情報に該当するものではございませんが、事業者として併設するメーカーの基準と、そういったものに則って適切に施工して十分な支持やつを、
0:39:15	確保できるような設計としているというところでございます。
0:39:19	以上です。
0:39:22	規制庁カワモトですへの設置の概要はわかりましたのですね今の 12 月に、昨年 12 月に申請のあった申請書の基本設計方針のところでは
0:39:37	安全でちょっと重要度の高い施設としてしっかり建物についてはN値 50 以上の地盤に西判定した体制へと指示ができる地場につけるとということが述べられているんですけども、このモニタリングポストの
0:39:56	官邸の局舎とかです検出器について今記載がないかと思うんですけども、これについて今の説明がわかるようにしていただければと思うんですけども、今の考え方はどうなってるのか説明してください。
0:40:15	日本原電の坂本でございまして。と基本設計方針のところにつきましては一件上経営許可と同様でございしますが、UF6 を内包する設備機器、これらの方々の安全機能、これを含む建物は十分なN値 50 以上の地耐力を有する場所に支持させると。
0:40:35	ということとしておりまして、濃縮施設の建物は一類と 2 類のゆえにこれを代表する設備ですので、これに沿った建物で設計して、これまで三菱製紙しております。
0:40:48	一方、第 3 類Aのような一般産業施設を同等に設計するような施設に関しましては、上基本設計を図のほうに記載がございません。
0:40:59	ここににつきましては、その一般産業施設として、それに相応のしつづつ体力を有する地盤に支持させる設計とするという文面を少し追加させていただきたいと思っております。
0:41:18	規制庁幹部です方針はわかりました。先ほど河原崎の方ほうから指示はあったようにですね、今の基本設計方針についても変更前への変更後という形で、どういう趣旨で書いたのかと。
0:41:35	いうことをまあちゃんとわかるようにしていただく形になるかと思うんですけども、今のこのモニタリングポストの関係については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:45	基本設計方針が変わったものなのか、間に明確化になったものなのか、そういう考え方で分けるとどういものなのか説明してください。
0:41:55	日本原燃菅生でございます。今寄付記載がございませんが、その第3類の屋外機関係、これらにつきましては従前から建築基準法等に基づいて、必要な設計等実施してきているものでございますので、変更前に記載して従前からやっている。
0:42:14	気づけと考えております。
0:42:21	規制庁カワモトです。承知いたしました。ですので、今回のモニタリングポストに着目すると、局舎についても、
0:42:32	検出器のほうの基礎べた打ちの基礎についても、これは従来通りの考え方で基本設計方針が変わるものではないと、さらに明確化したということで、考え方がわかりました。
0:42:47	相談資産イノシン説明になりますので、詳細な評価っていうのは目標かと思うんですけども、今あのご理解いただいているま13ページの辺りとかにですね、
0:43:02	ここの、この中にもですね、どういうふうな基礎になっているものなのかっていうのを少しわかるように記載を追加していただければと思います。以上です。
0:43:14	日本原燃坂本でございます。了解いたしました追加します。
0:43:23	ほかに規制庁側から何か確認ありますか。
0:43:32	はい。
0:43:34	では、よろしければ次の資料に移っていただくようお願いします。
0:43:40	はい、日本原燃の坂本でございます。続いて濃縮個別08、耐震性に関わる補足説明資料について御説明させていただきます。
0:43:51	こちらにつきましては、ページ数でニュースを通しページ21ページをお開きください。
0:44:02	21ページですが、前回のヒアリングで9的影響に対する評価について、少し確認項目等をわかるように指定するべきというコメントをいただいております。もともとは第1波及的影響を
0:44:19	層序する可能性のある生じないことを確認するという一文程度しか書かれていませんでしたので、これを等の方針として波及的影響を生じさせないようにする、確認をするという対応方針を変えた上で、今回の設計における主な確認項目として、
0:44:35	第1立方トラップの波及的影響の話、あとは第1類のだとなる委託と交差する部分についての設計の話と、こういった主な確認項目として
0:44:48	期待するという形で追加しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:53	続きまして、最後のページ、
0:44:57	そうペースで 49 ページ目をお開きください。
0:45:03	49 ページですが、前回の支持構造物の概要、あと評価としてどういった方向で確認しているかという確認でございましたので、それについて予定整理して参りました。
0:45:16	1 ポツで貧しい構造物がどんな概要なのか、どんなものなのかということと表と代表的な支持構造物を後ろのほうに図を添付しております。
0:45:27	2 ポツの支持構造物の評価方法でございますが、こちら第 3 回の申請のときに、今後ピース排水規制基準を合理的に進めるために、実用量を参考に学校も含めてどういう計算をするのかというところを、方針を取りまとめて、
0:45:47	しております。それで、その第 3 回的に整理した結果を今回第 4 回も同じものを添付しております。この中にプレスプレートスタート時レベルは埋め込み金物、ここに係る評価方法を計算式だったり、モデルのイメージだったりそういったものも説明として記載しているということであって、
0:46:06	具体的には次の図面、ページの図面をご覧ください。
0:46:13	はい。
0:46:14	こちらにゴーを 8 回均質室に入ってきております配管学校後に中間室に設置しております 20 ヶ所配管と二つの改革を進めております。真ん中に示しております横長のプレスが何本も入ってこれが 2 号わかっている一つの学校になってます。
0:46:34	その学校で構造材でところが最大応力発生するかということを確認して、その際だおる箇所が問題ないというところでBは当然して、あとは左側を
0:46:47	学校の左こう見ていただきますと矢印で埋め込み板スタッフ閉じる最大発生応力 1 ということでございますが植え込み板等についても、最大応力発生する場所を確認した上で、ここで言ったりして
0:47:04	猫モニターの曲げがないかとかスタッフ閉じる抜けがないと、こういったところを評価で確認をしているということでございます。
0:47:14	耐震に関わる御説明は以上でございます。
0:47:24	はい。それではただいまの説明に対して規制庁から側からの確認に移ってください。
0:47:33	工庁川崎ですが、ちょっと私のほうから、
0:47:37	変更等確認させてください。
0:47:40	あと 1 点目は、
0:47:44	71 ページ、右下の 21 ページなのですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:53	はい。今回、波及的影響にに関する記載ニーズを追加していただいているということでこれはこれで理解したんですけども、まとめのためなんですけどこれ第4回側としての
0:48:07	はい、ということですよ、遠心機側も一応その転倒とか落下とかの考慮した上で、
0:48:15	各限らないので、記載されてないのかなと思ったんですけど。
0:48:21	そこの記載ぶりってどうなるんですかね、遠心機がについてお尋ねです。以上です。
0:48:26	日本原燃坂本でございます。遠心機側につきましては、具体的に明け的影響で考慮するものがございませんが、大きな方針としては、系統耐震計算書の冒頭のところに、
0:48:43	波及的影響に対する評価として、今まで通りの一文を追加払い一部を記載した形として、こういった御交通で第4回で書いてるような具体的な記載はしないということで今は考えてます。
0:49:00	規制庁川崎ですけれども、補足説明資料等は多分
0:49:06	本文の思うっていうか耐震の方針のところとあわせて何となくわかるものですねちょっとお願いしては遠心機側の申請に行くと、何とかというか、波及的影響に対する評価をやっていないかのように、読みとれ得るですね、現状はですね
0:49:25	大まかな方針が述べられているんですけど、実際に波及的影響の評価をやったというのが多分この資料中の説明になるかと思います。その結果として店頭であったりとか落下によって都会のものが上位波及して影響を及ぼすことはないというのが、
0:49:44	多分結果なんだろうと思ってます。その結果として書くわけもないということなんだろうと思っているので、あと記載の程度は多分その第4回と同じにはならないかと思えますけども、
0:49:56	一応その評価をやっているよって言ったところが明確にして申請上明確にさせていただくようお願いします。
0:50:03	日本原燃の坂本でございますの確認をおっしゃった通り確認をしていないわけではないので、その献身的に適した記載をちょっと追加させていただきます。
0:50:15	よろしく申し上げます。
0:50:17	規制庁川崎です。ちょっともう1点は最後の49ページですか。あんだ列島学校の話で作ったんですけども。
0:50:31	ちょっとこれ確認までなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:36	今回その絵で示していただいているように、例えば 50 ページの図で示していただいているように、配管の加工がある。申請されているっていったところはわかったんですけども。
0:50:51	この埋め込みだとか、スタート時ビルとかいったものと、
0:50:56	アンカーサポートって言っているものとの何ていいですかね。
0:51:02	関係がちょっといまいち理解できてないんですが、アンカーサポートっていうのは、このていうとどういったところに使われてるやつなんですか。
0:51:17	日本原燃の坂本でございます。
0:51:21	／サポート系。
0:51:25	いうボルトで固定しているところと、
0:51:29	1 回で用ロスすれば、そういったものに対しては 49 ページ。
0:51:39	そのページの 49 ページで、
0:51:42	指摘事項医療的別の一番下のところに雪構造物の設計に関わる基本的な考え方ということで、こちらも発電炉を参考に、第 3 回申請的に整理させていただきました。
0:51:58	こういった五つの主要な指示事項加工。
0:52:02	それだったりそのベースプレートスタート時点統一はこういった評価を行うと。それ以外のいうボルト等のモニター指示装置、これも設計については、建築設備耐震施工指針だったり高構造設計基準指針
0:52:17	こういった指示に基づいて定格荷重最大使用荷重、こういったもので十分な強度のある部材を選定する設計としますというところで、こういったものについてはそういう方針を示させていただくということで整理しております。
0:52:36	規制庁川崎ですけども、聞きたかったのは、
0:52:41	そのベースプレートとかそこら辺が申請対象範囲に入ってるのかだったんですけど。
0:52:47	その間かを使った設計っていうのも一応、今回の第 4 回と遠心機両方の申請として含まれているかどうかを知りたかったということです。
0:53:05	訴訟近く
0:53:31	日本原燃坂本でございます。
0:53:35	今回の申請支持架構ございますのでこの学校の中に配管をとめるどころかいふ事だったり、アンカーだったり、そういった設計からそういった施工されておりますので、今回の申請にこれを作って、
0:53:50	支持装置として含まれております。
0:53:53	規制庁川崎です。わかりました、ありがとうございます。
0:53:59	規制庁学校から

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:01	ほかに確認事項ありますか。
0:54:18	よろしいですかね。
0:54:20	規制庁川崎ですけども、ちょっと1点だけ追加であれなんですけど。
0:54:26	この50ページには、第4回申請って書いてあるんですけど、遠心機側の申請っていうのはどうなってるんですかね。
0:54:37	日本原電の坂本でございます遠心機側も遠心機のブロック配管学校とか、違う配管の配管がいいカスケード室も同様なんか等がございまして、評価の仕方はこれと全く同じやり方を実施しております。
0:54:54	規制庁川崎ですこれあれですか。
0:54:57	遠心式がつけてない人とかあるんですか。
0:55:01	日本原燃坂本でございます設計上それほどその学校もやり方自体は大きく変わらないので、代表として一番わかりやすい2号8日付でてけあの追加しても特段問題ありません。
0:55:15	ただ、いろいろ問題ございません。はい。
0:55:19	規制庁川崎です。ちょっと単純にその49ページが全体示されてるのっていうところの関係で、
0:55:27	それから指定をしていただくと大変ありがたいです。以上です。
0:55:32	におけるサカモトでございます。ここに遠心機側の学校の方も、
0:55:36	あと追加いたします。
0:55:41	規制庁川崎です。他に何か確認事項ございますか。
0:55:49	はい。
0:55:50	じゃあ、よろしければ、この資料については終わりということで、
0:55:56	続いての説明に移っていただくようお願いいたします。
0:56:01	日本原電の坂本でございます。続きまして、濃縮個別10番、(5)施設の火災防護に関わるをつく説明資料でございますが、こちら
0:56:11	ページ数の22ページをご覧ください。
0:56:19	こちらで冷凍機等に今回追加する防護版について、これが点灯したときに、コールドトラップいわゆる構台放送設備に波及的影響を与えないという説明で
0:56:33	kPa今日対象となる評価部位、各ボルトだったり取りつけメジャーとその分が少しわかりにくいというコメントを受けたところでございますので、22ページに示す通り、①②③と対象のボルトのねじを明記した上で、次のページ、23ページ。
0:56:52	そうに映像追加して、ここでどういったものなのかというイメージ概要がわかるような形に修正しております。
0:57:00	追加箇所は以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:05	はい、ただいまの件について規制庁側から確認事項あればお願いします。
0:57:20	よろしいでしょうか。
0:57:29	はい、それではこの資料については以上ということで、
0:57:34	はい、続いての説明をお願いいたします。
0:57:38	日本原燃坂本でございます。続きまして、濃縮個別 14 番、安全機能を有する施設の説明でございます。
0:57:47	こちらが総ページ数でいきますと 20 ページでございます。
0:57:56	どうぞ。
0:57:57	安全基準を有する生成安全機能を有する施設の説明において、実動の影響、これについて記載が不足しているということではいただいております、それに対して追加しておりますので、
0:58:13	20kに 20。
0:58:16	20 ページの右上のところですね、設計基準事故時に影響が停止した場合、その場合に、° だったら室だったり、マスト変に影響が出るかもしれないというところで、空調停止による環境変化というところを追加しております。
0:58:32	且つ設計基準事故時に口調が停止した場合は、待機した場合でも、
0:58:38	本施設は
0:58:40	発電つきで月すごい熱を発生してるものだったり、開放型の燃料プールで冷却が止まると上記どうかなったり、そういった設備がないというところが一つと、あと苦情がたまると外気の総分岐も提出組んで外と中の空気の理解がおつきください。
0:58:58	ということで、室内の温度、湿度、こういったものが急激に変化するという条件になるようなことがないということで、あともう一つは設計基準事故時、
0:59:11	事故時にはインターロックの動作が瞬時に系統事故と同時に発生した後、排風機の停止、これも事故から事故後速やかに定義されます。これが事故対象でありまして、最初は交換時間で終わって終わりますので、
0:59:26	その温度湿度が長期間かけて変化したとして、して、これが対象に影響を与えると、この設計基準事故時影響を与えることはないということを整理しております。
0:59:39	こちらを設工認申請書のほうに空調設備が単一指定したとしても室内の温度を湿度となる計器内科想定されないので問題ありませんという説明を追加しております。
0:59:50	御説明は以上でございます。
0:59:57	超過河原崎です。ただいまの説明について、確認事項があればお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:11	よろしいでしょうか。
1:00:16	はい。
1:00:17	それでは続いての説明に移っていただくようお願いいたします。
1:00:24	日本原電の坂本でございます。続きまして、濃縮個別 23 法人の方向に関する補足説明資料でございます。
1:00:31	こちら、
1:00:33	修正箇所が最終ページ、16 通しの 16 ページになります。
1:00:40	こちら右下、青字で①番と②番ということで、UF6 を取り扱う機器の近くで工事する場合に、対応が必要となる工場の注意事項を追記してますこちらの記載は保安規定、あと事業許可に書いてあるものと同様のもの。
1:00:59	なっております、当JAヘルプの近くで作業する場合は間仕切り板を設けるとか、あとは可搬式っていう検知装置を追記を携行すると、この文面を追加し、このネットを追加したものでございます。前回の御質問は、
1:01:16	いわゆる架空の漏えいに対して、H不検知警報装置、これでHpいわゆるに対して 1Fで検知するので、名 1 チームの方がなぜ 1Fで検知するのか一部の方が速やかに検知できるのかと。
1:01:31	いうところもございましたので補足として、
1:01:35	いわゆるカタノ漏えい検知位がエイチームの方が主に拡散するんで、早期に検知することができるというような根拠、内容を追記しております。
1:01:47	閉設工認のほうには違うのは、ガス検知が早いとかそういった理由が書かずに、実際にやる行為だけを設置公民書くと、
1:01:55	なぜ一部の方が検知が早いのかというのを補足説明資料の確保があつて追加したというものでございます。
1:02:02	御説明は以上でございます。
1:02:07	はい、ただいまの説明に対して規制庁側から確認事項があればお願いします。
1:02:19	はい、よろしければ次の資料に移っていただくようお願いいたします。
1:02:28	日本原燃のカロウジでございます。それでは濃縮個別 24、設計及び工事に関する品質マネジメントシステムの補足説明資料について御説明させていただきます。
1:02:41	川白については前回いただいたコメントに対する修正といたしまして、主な修正としては、添付 1 から 3 ございます。ただちょっと説明の関係上添付 2 のほうからちょっと御説明させていただきたいと考えております。
1:02:58	添付 2 についてですけども。
1:03:02	こちらについては前回、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:06	いただいたコメントといたしまして、説法西の添付書類。
1:03:12	品質マネジメントシステムに関わる説明書の中の第3ポツ2-1の表、
1:03:20	こちらの表等をちょっと整合がとれていない箇所があるということで御指摘をいただきまして、それに対する整合性を図ったというところでございます。
1:03:31	具体的に
1:03:33	ところで言えば、
1:03:36	ソースページの30ページ。
1:03:41	設計さんの部分についてですけれどもこちらについては、設計開発の検証の記載が抜けてございましたので、そちらのほうを追加しております。
1:03:56	また同様の観点から34ページ。
1:04:01	37ページ。
1:04:04	続いて、
1:04:06	7.3.6といたしまして設計開発の妥当性の確認ですとか、2.4の機器等の検査等というところで記載のほうを追加してございます。
1:04:22	またちょっとベースにちょっと行ったり来たりで申し訳ございませんけれども、
1:04:29	掲示できると28ページの
1:04:32	一番下の(4)の鉄鋼に申請書を届け出書の案の作成と
1:04:37	いうところになります、こちらについては、そう前回いただいたコメントしまして、ほかのサイトちょっとトーンがあっていなかったということもございましたので、そちらのほうは記載の本を他の気体と合わせた
1:04:54	いうところでございます。その他
1:04:59	整合性の観点から記載の移動等を行いまして記載の適正化を図っているというところでございます。
1:05:08	続いて、
1:05:10	エンプラスさん。
1:05:15	ですけれども。
1:05:18	こちらについては、前回いただいたコメントといたしまして、設計ポツ工事というふうになっていたのを設計または工事というふう
1:05:29	記載を用語の統一を図ったところが主な修正点でございます。
1:05:37	制
1:05:40	添付1ー今月もですね、申し訳ないですけど戻っていただきまして、添付1については、添付2の修正に伴って本資料の
1:05:51	整合性を図る観点から、
1:05:54	記載の修正を行ってございます。
1:05:58	具体的には、ページ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:01	ちょっと法でいうと 15 ページです。
1:06:07	こちらは先ほど 30 ページで御説明させていただきましたが、設計さんの設計開発の検証の部分の記載が抜けてございましたので、こちらの部分を追加させていただきます。
1:06:23	あと前回いただいたコメントではないんですけども、20 ページ。
1:06:32	20 ページの 3.5. 4 の
1:06:39	実績と計画の部分のPARについてですけれども、こちらは前回回答はしてございますけれども、本資料の
1:06:47	適正な記載の適正化という観点から／という意味についてもうちょっと明確化させていただきたいというふうに考えてございまして、
1:06:59	の申請において、本プロセスに該当するものではないということがないということで記載の適正化を図ってございます。
1:07:09	あと資料としまして、資料全体の体裁等を整えまして、
1:07:15	説明は以上というふうにさせていただきます。
1:07:27	はい。ただいまの資料の説明について、規制庁側からの確認、はいと思います。
1:07:36	私から何点か確認させてください。規制庁川崎です。
1:07:42	25 ページとか、或いは 30 ページに記載されているんですけど。
1:07:51	7.3. 4 ですが、
1:07:56	設計開発でBというのが、保安規定としては書かれていると、その上で設工認本部と、
1:08:05	添付
1:08:06	それで工認添付ですかね、のについては、
1:08:10	7.3. 4 の記載自体はないように思うんですけど、これはどういう関係になってるのか御説明をお願いいたします。
1:08:39	屋根からでございます。すいません、もう一度、
1:08:42	教えていただけますでしょうか。
1:08:46	はい、7.3. 4 に該当する事故が設工認添付の説明書においては明示されていないように思えるんですが、ここについてはどういう関係になってるんでしょうか。
1:09:04	原電 6ヶ所です。ただいま館内放送入ってますので、ちょっと中断させていただきます。
1:09:10	了解です。
1:09:46	本件デマチでございますってとこ質問の趣旨としましては、例えば等、
1:09:54	10、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:09:58	規制庁川崎ですか、単純に設工認点数において設計開発ビルというのはどのような形で記載されるのか或いはなぜ起債されないとしたその理由は何かを教えていただければと思います。
1:10:11	施工によって見込みデマチでございますけども、設備工事の添付の書類、資料としましては設計のレビューっていうのは全体に関わることでですので個別の例えば設計の3とか1とか2とかにはここには出てこないでその前段として、
1:10:28	設計レビューを行うだとか、同じように設計の検証についても展覧てまとめた記載となっております。
1:10:39	説明は以上です。
1:10:42	規制庁川崎です。設計レビューというのが、プロセス上程とどこに入ることになるんですか。そうすると、
1:10:54	すみません、また放送が入りますので、中断させていただきます。
1:10:59	わかりました。
1:11:39	日本原燃デマチでございます。例えばですと、25 ページ。
1:11:43	なお、設計1というのがございますけども、こちらのほうにつけて、レビューがかかるということになります。
1:11:54	規制庁川崎です。そういったところというのは文章としては、
1:12:00	前担当おっしゃってましたけども、
1:12:03	うちは部長としての設計開発レビューといったところの人なんていうかね。2人はあるんですかね、設工認、
1:12:11	においてなんですけど。
1:12:13	。
1:12:17	内としたら、それは書かなくてもいいと整理されてるのか、それともどっかしらにも出てくるのかっていうのを確認したかったんですけども。
1:12:44	すみません、少々お時間ください。
1:12:48	了解です。
1:13:15	日本原燃デマチでございます。今の書類A棟と御説明した資料にはございませんけれども、設工認についての添付書類(2)という方には、3 ポツ 2 ポツ 2 っていうところがございまして、
1:13:30	設計工事検査の各段階でレビューを行うっていうことがとがされてございます。
1:13:37	以上です。
1:13:41	規制庁川崎ですは変わりましたので。
1:13:46	この資料上は、
1:13:49	歳入なんていうかですね、単純にその

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:54	対応関係のか。
1:13:56	ここで御説明されているものなのか、その3ポツ、3ポツですかというところについては、直接対応してないから、この表情あろう的ないってことなんですかね。
1:14:10	ちょっとそこはよくわからなくて、その評価票として何だろう、7ページ、3.4か浮いているようにちょっと動いたもので、
1:14:17	確認しているだけなんですけど。
1:14:22	3.7. はい。
1:14:26	例えば今の資料ですと25ページですけども。
1:14:31	こちらの破断のほうに右側のほうに(1)設計の位置っていうのがございましてそれに対してレビューを行うということで、一番左草地のほうで7.3というのも設計レビューを行うというところがございまして、
1:14:47	当設工認の中で、各段階でRayleighが必要なところについては、左側のほうの保安規定の7.3.4のレビューをやるというところは紐付けさせていただいております。
1:15:01	だから説明特性せませす。どうぞ。すいません。ただ節項の中での設計値に関して文書の中で日を行うっていうのは、直接的に書かれてございませんで、
1:15:15	別途また先ほども引用してました。第3点に最高1の表というところで、各段階の中で等との段階でレビューを行うっていうのが注釈で、
1:15:31	その表の中で示させていただいております。
1:15:35	それに従わ結果私ども、今の話っていうのはあれですよ。多分フローを示した表みたい表というか、フロー図みたいなやつかな。そうですね。
1:15:46	文章としてはどうなんですかねっていうことなんですけど、質問の意図としては、冷凍やはり日本原電デマチでございませけれども、文章としましては先ほど言いましたように前先端の部分で、各段階でReviewなり検証を行うっていうことを
1:16:05	1、何とか
1:16:06	カテゴリーっていうかそういうことで書かせていただいて、3.3以降の各段階でどのタイミングでレビューをするかっていうの表なりフローのほうで示させていただいているというふうになってございます。
1:16:19	です。
1:16:21	規制庁川瀬です。わかりました。ちょっと送付病院では、今の口頭で言っていたことなんか。
1:16:28	プールされなかった値にさせていただくと的な関係がですね、変わる確保分ですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:38	遠い。
1:16:39	ちょっと具体的にどう書くかって、ちょっとこの表全体の記載ルールを私は知ってるわけじゃないので。
1:16:48	あと何らか明確に
1:16:50	できますかね、今口頭でおっしゃったところなんですけど。
1:16:55	ちょっと説明すべき趣旨は理解しましたのでちょっと資料をちょっとどう示すかはちょっと考えますけれども、何らかの形で示すようにいたします。以上です。
1:17:07	規制庁川崎です。よろしくお願いいたします。
1:17:10	続いて、ちょっともう1点、冒頭あって、河原崎ですが、26ページなんですけど。
1:17:22	26ページに今回備考欄に追記されている箇所、③のなお書きがあるかと思うんですけど。
1:17:30	これが今回追記され、
1:17:33	いると思うんですけど。
1:17:35	ここの①とか②、
1:17:38	加えて書かれているといったところで、
1:17:44	一方転落. 3.1 から 7.3. 5 っていうのは、①から②の中でも何か出てきているような気がするんですけど、関係、この
1:17:58	別記したものと、もともと書いてあったものとの関係っていうのはどういう関係性を説明いただけますか。
1:18:06	はい。日本原燃、デマチでございます。もともと
1:18:10	調達つう行う設計に関しましては調達して仕様書なりをレビューしたり、それを発注証書発注して、その結果としてや設計終わった後の結果としては承認図書とか出てきて、
1:18:29	それをレビュー検証するっていうことを
1:18:32	夏から一連の流れでちょっと書いてございましたけれども、そちらのほうの整理としましては、左側の保安規定の整理としましては26ページの下のほうに青書きでちょっと追加させていただいてございますけれども、調達に関わるプロセス。
1:18:49	についてはトナー点1から7.3.5。
1:18:53	やはり7.4までを適用するということと、あと設計にしましては、
1:19:06	設計に関しましてはとくとして様式8が出てきますので、様式8そのものをレビューなり検証するということをと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:17	そちらを整理してそちらの黒字のままの①、②番ということで整理して、先ほど調達に関わるところは、③番として、それは別個での義勝の前段として、日検証するというような形で整理させていただいております。
1:19:34	以上です。
1:19:38	規制庁川崎です。わかりました。
1:19:42	そうわかりました。
1:19:47	続いてなんですけども、
1:19:52	ちょっと最後にちょっと細かい記載ぶりだけなんですけども。
1:19:57	例えば、
1:19:59	今言ったところも若干そうなんかもしれないんですけど。
1:20:05	34 ページで、今回設置されている箇所とか、
1:20:11	或いは
1:20:14	37 ページとかですね。
1:20:18	37 ページで追記されている箇所。
1:20:21	なお書きとして記載されているので、ちょっとこの
1:20:25	なお書きとして書いてる人がよくわからなくて、単純に
1:20:32	関連付けの考え方を説明しているだけであれば、
1:20:36	なお書きという位置付けにしなくてもいいような気も一つ何か意図があるんでしょうか。
1:20:45	はい、日本原燃デマチでございます。基本的には 37 ページで言いますと 7.4.3 の所達物品の検証という行為例をすべてオーバーされるんですけども、その中の試験検査につきましては、あって 2.4 を
1:21:03	該当するということで、
1:21:05	どうぞ。
1:21:06	とかとしましては、なお書きが良くないのかもしれないですけど、ぱっと見て 4 にも従うという趣旨でこちらはちょっと分けて記載してございます。
1:21:17	規制庁河原木です。趣旨としては理解しました、ちょっと表現として多分なおつてというのが、若干そのむしろ説明の主たるところでもあるかと思うので、ちょっとそこは検討いただければいいのかなと思います。以上です。
1:21:37	保険デマチでございます。ちょっと表現のほうは、修正させていただきます。
1:21:42	よろしく申し上げます。
1:21:44	はい。規制庁川崎ですが、ほかに規制庁側から確認事項等ございますか。
1:21:55	はい。
1:21:56	なければ、とりあえずこの資料は以上ということですか。
1:22:07	続いて、説明事項ありますかね原燃のほうからお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:16	日本原燃の渚野です。本日御説明用に用意した資料は以上となりますので資料としての御説明は、集金方法です。はい。
1:22:28	規制庁川崎です。
1:22:30	わかりました。それでは、一応、個別の説明資料についてのヒアリングをこれまで行ってきていて、今日も若干のそのコンクリートが出たところではあるんですけど。
1:22:47	今後の資料の修正であつたりとか、或いは
1:22:53	全社的に進めている本文の記載の整理といったところの関係で、今後のなんてすかね。スケジュールというか、どういった項目について今後対応されるのかっていうのをちょっと簡単でいいので。
1:23:11	御説明いただくことはできるんでしょうか。
1:23:16	はい、日本原燃坂本でございます。昨日から全社共通の説明が再開されて共通 06 を説明も行われている状況でこれを今週またもう 1 回ぐらい説明があつて、
1:23:32	この状況を、内容を濃縮のほうに今後展開していくということで、まずは、28 項で明記に入る場合、
1:23:45	できる限りこの全社共通 06 で整理した内容を
1:23:52	なお式の例えば同士個別 01 の設備リストだったり、そういったものに反映して、建物を出していくということで考えております。今後よろしくがやらなきゃいけない場合が特に必要なのは、設備リスト仕様表。
1:24:10	基本設計方針工事の方法準拠規格応能五つが一番主要なところだと思っております。なので、まずはゴールデンウィーク前までに可能な範囲で個別ロープを反映して設備リスト。
1:24:28	設備リストと仕様表この辺をできれば固めていきたいと。
1:24:33	資料出して、これ見かけに御説明すると続いて、基本設計方針準拠規格、
1:24:41	これらについて、その翌週ぐらいには整理した上で、全社を反映して御提出して御説明していくという形の流れで今は考えております。
1:24:57	規制庁川崎です。状況について理解しました。
1:25:02	1 号法廷その個別の資料で、まだ追加げたいという修正が必要なものとかもう残っていたりはするんですか。
1:25:15	日本原燃坂本です。本日いただいた宿題等も含めて、何点か残っているのもございますので、そちらも引き続き、この全社の展開の説明とあわせて資料ワークを提出させていただきます。
1:25:32	規制庁川崎です。わかりました。
1:25:35	えっ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:37	私からはとりあえず以上です。
1:25:40	規制庁川からほかに何か今の点について質問等ありましたらお願いします。
1:25:56	よろしいですかね。
1:25:59	規制庁川崎です。
1:26:02	それでは一応本日の議題としては一通り説明を受けたんですけども。
1:26:08	その他現年または規制庁側から何か確認等あればお願いします。
1:26:18	日本原燃、澁野ですか。はい。日本原燃の澁野ですが、日本原燃からは特にございません。
1:26:26	はい、わかりました。それでも
1:26:31	本日のヒアリングをセット以上とさせていただきたいと思います。
1:26:36	ありがとうございました。
1:26:38	ありがとうございました。
1:26:47	はい。
1:26:52	。
1:26:57	はい。
1:27:08	はい。
1:27:21	はい。
1:27:26	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。